

一般社団法人みんなの家みんなか コンプライアンス規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人みんなの家みんなか（以下「この団体」という。）の倫理規程の理念に則り、この団体に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条

この団体の役員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条

この団体のコンプライアンスにかかわる担当者としてコンプライアンス委員を置く。

(コンプライアンス委員)

第4条

コンプライアンス委員は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンスに関する事項

(コンプライアンス会議の開催)

第5条

コンプライアンス委員は、必要があると認めるときは、会議をいつでも招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条

役員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス委員は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

3 役員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス委員を経由することができないときは、第1項にかかわらず、代表理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第7条

この団体は、役員に対し、必要に応じてコンプライアンスに関する研修を行ものとする。

(懲戒等)

第8条

役員が第6条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則又はパートナー職員就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員会で決議し、代表理事がこれを行う。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

令和5年4月1日に改訂